

記載要領等	相続税の申告書第8の6表の付表1 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書
-------	--

《書きかた等》

1 「1 特定事業用資産に係る事業」欄

- (1) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記入します。
- (2) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (3) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2 「2 特定事業用資産の明細」欄

- (1) (1)③、(2)③及び(3)④の「価額」欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。
- (3) (1)④及び(2)④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。

3 「3 事業を行っていた者に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者の氏名を記入します。
- (2) ②欄は、取得の原因を○で囲んでください。
- (3) ③欄は、特定事業用資産に係る事業を行っていた者からその事業の用に供されていた資産を取得した年月日を記入してください。

なお、被相続人が特定事業用資産に係る事業を行っていた者でない場合（事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合）には、その被相続人から相続等により取得した資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予又は免除」の適用を受けるには、その相続等による取得が、令和10年12月31日までの取得で、その事業を行っていた者からその資産の取得をした日から1年を経過する日までの取得に限られます。

＜相続税の申告書第８の６表の付表１ 記載要領等＞

４ 「４ 最初の申告書の提出に関する事項」欄

- (1) ①欄は、上記２の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- (2) ②欄は、取得の原因を○で囲んでください。
- (3) ④欄は、上記２の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、最初に申告書の提出期限が到来する贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。